

補助金交付申請における注意事項

補助金交付申請をされる場合は、以下の注意事項をご確認の上、必要書類を長野市役所第二庁舎7階「建築指導課空き家対策室」に提出してください。

なお、支所の窓口では受付を行っていませんのでご注意ください。

(※補助金の交付決定を受けるまでは、解体工事の契約や工事着手をしないこと。)

1. 申請期限

補助金交付申請期限は、次の①②を満たす必要があります。

期限を過ぎた場合、判定通知の結果は無効となりますのでご注意ください。

① 交付申請期限：長野市老朽危険空き家事前調査判定通知書に記載しています

② 補助金の交付を受けようとする年度の1月31日までに実績報告できること

(実績報告：工事及び工事費支払い完了後の手続き)

2. 申請要件

補助金交付申請には、申請できる者及び工事の要件があります。

『補助事業対象要件確認表』にて、補助対象となるかを再確認してください。

3. 申請書類（添付書類）

次の（1）～（10）の書類と、必要に応じて（11）～（15）の書類を提出してください。

なお、指定様式があるものは、『記入例』を参考に、作成してください。

その他添付書類は、以下の『注意事項』に沿って作成（取得）してください。

（1）老朽危険空き家解体事業補助金交付申請書 【様式第2号】

≪※指定様式あり≫

- ・様式第2号の記入例に従い作成してください。

（2）老朽危険空き家の位置図

- ・所在地がわかる地図を添付してください。

（3）老朽危険空き家・空き家の使用状況報告 【様式第4号】

≪※指定様式あり≫

- ・様式第4号の記入例に従い作成してください。

（4）建物の全部事項証明書

- ・法務局にて書類を取得してください。
- ・老朽危険空き家が未登記または表題登記のみの場合にあっては、固定資産課税台帳の写し、固定資産税納税通知書の写しその他の所有者等であることが確認できる書類を添付してください。

(5) 解体工事の見積書の写し
<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体工事を依頼する予定の解体工事施工者に作成を依頼してください。 ・ <u>見積書には必ず次の内容を記載してください。</u>(※記載ない場合は無効となります。) ① <u>宛名：必ず宛名の名前が申請者のものであること</u> ② <u>補助対象経費を含む工事の内容</u> ③ <u>解体工事施工者の署名又は記名押印</u> ④ <u>2棟以上の建築物を解体する場合は、各棟の解体費用（解体・撤去・発生材運搬・処分費）がわかるように作成する。</u> ⑤ <u>工作物並びに立木その他の土地に定着するものを一緒に解体する場合は、それぞれの解体費用（解体・撤去・発生材運搬・処分費）がわかるように作成する。</u>
(6) 所得証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・ お住まいの市区町村の担当部署（長野市は市民税課）において取得してください。 ・ 申請日が1月1日から6月30日までの間の場合 <ul style="list-style-type: none"> →前々年の所得額がわかる書類を提出すること。 ・ 申請日が7月1日から12月28日までの間の場合 <ul style="list-style-type: none"> →前年の所得額がわかる書類を提出すること。
(7) 現に滞納の市税がないことを証明する納税証明書
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長野市役所収納課、市民窓口課、各支所で取得してください。
(8) 誓約書 【様式第5号】
<p>《※指定様式あり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第5号の記入例に従い作成してください。
(9) 老朽危険空き家の確認申請図面
<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認申請の副本に添付されている配置図、延べ面積が確認できるものを提出。
(10) 長野市老朽危険空き家解体事業補助金交付申請額算出の基礎票
<p>《※参考様式あり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請額算出の基礎票の記入例に従い作成してください。

《老朽危険空き家が共有物である場合又は相続人がいる場合の追加書類》

(11) 共有者又は相続人の全員の“所得証明書”
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共有者又は相続人の全員に対し書類の取得を依頼してください。 ・ 申請日が1月1日から6月30日までの間の場合 <ul style="list-style-type: none"> →前々年の所得額がわかる書類を提出してください。 ・ 申請日が7月1日から12月28日までの間の場合 <ul style="list-style-type: none"> →前年の所得額がわかる書類を提出してください。
(12) 共有者又は相続人全員の“長野市の市税の滞納がない証明書”
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共有者又は相続人の全員に対し書類の取得を依頼してください。
(13) 老朽危険空き家の共有者又は相続人全員の解体についての同意書 【様式第6号】
<p>《※指定様式あり》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共有者又は相続人の全員に対し、様式第6号記入例に従い依頼してください。

(14) 相続関係説明図（相続人がいる場合に限る）

《※参考様式あり》

- ・相続人がいる場合に限り、相続関係説明図の記入例に従い作成してください。

《代理受領制度を利用する場合の追加書類》

(15) 代理受領事前届出書

《※参考様式あり》

- ・制度活用を希望される場合は、事前に建築指導課までご相談ください。
- ・事前に解体工事を行う施工業者の同意が必要となります。

代理受領制度とは？

代理受領制度とは、市から給付される補助金を、申請者に代わり、工事を実施する施工業者が受け取ることができる制度です。

この制度を活用する事で、申請者の方は全体工事費から補助金額を除いた額（自己負担額）のみを用意すればよく、工事代金等の費用全額を用意しなくて済みます。

施工業者の同意等、諸条件がありますので、活用を希望される際は事前に相談をお願いいたします。

その他、ご不明点については、建築指導課空き家対策室にお問い合わせください。

長野市建築指導課空き家対策室
場所：長野市役所第二庁舎7階
電話：026-224-8901